

## 中華全国法律師協会との友好協定に基づく 『日中知的財産権法比較検討会』セミナー について

第一東京弁護士会会員  
**池内 稚利**  
*Ikeuchi,Masatoshi*

### 1 テーマ、構成員及び日程

#### (1) 初めに

2015年11月4日から9日にかけて、鈴木克昌副会長を団長とする日弁連訪中団19名が、中華全国法律師協会 (All China Lawyers Association、以下「ACLA」という。)とのジョイントセミナーを開催するために中国天津を訪問した。

日弁連とACLAとのジョイントセミナーは、2006年11月の両会の友好協定締結を記念し、2007年に東京で第1回が開催され、その後、2009年に杭州で第2回、2012年に大阪で第3回と継続して開催され、天津で開催される今回で第4回目に当たる。

#### (2) テーマ

今回は、『日中知的財産権法比較検討会』というタイトルが示すとおり、知的財産権法に関する日中比較をテーマとしたものである。このテーマに決定したのは、日弁連知的財産センターから、ACLAの知的財産に関する委員会と交流したいという日弁連国際交流委員会への申入れが一昨年にあったことが契機である。これまでのACLAとのジョイントセミナーは、日弁連の国際交流委員会が中心として行ってきたものであるが、せっかくの友好協定締結弁護士会同士なので、国際交流を担当する委員会・組織以外にも、お互いの関連委員会同士の交流も進めたいという考えを2014年11月の山岸前会長執行部の訪中（これについては、山岸憲司前会長の「自由と正義」2015年8月号の寄稿を参照されたい）の際に、ACLA側に提案したところ、ACLA側もそれはいい考え方であると同意した。そこで、今回のセミナーは、日中両弁護士会の知的財産権法関係委員会と国際交流関係委員会・組織が中心となって開催された。

#### (3) 構成員

日弁連側の構成員は、そういった背景から、国際交流委員会、知的財産センターが中心となり、その他、中小企業の海外展開業務の法的支

援に関するワーキンググループ、弁護士知財ネット及び中国在住の日弁連会員等の参加もあり、これまでにない多彩な顔ぶれとなった。

#### (4) 訪問先

なお、今回の訪中では、天津に行く前に、北京で知的財産に関する各部署等の訪問も実行した。訪問先は、次のとおりである。

11月4日 JETRO北京事務所

11月5日 産権局（日本の特許庁に相当）、司法部、知財専門法律事務所

11月9日 中国人民法院法学院

このほか、北京の知的財産法院の訪問と商標局の訪問も希望していたが、それらは、日程の関係で実現されなかった。残念であるが、次回に期待したい。

### 2 セミナーについて

#### (1) プログラム及び報告者

天津でのジョイントセミナーは、蒋敏・ALCA副会長及び鈴木克昌日弁連副会長の挨拶の後、李徳成・ACLA知的財産権委員会副主任及び石本茂彦・日弁連国際交流委員会委員の司会で、以下の報告が行われた。

報告①「中日特許法(実用新案法)の比較」(陳偉・北京金杜法律事務所パートナー)、報告②「日本の間接権侵害及び中国の共同権利侵害の比較」(小野寺良文・日弁連知的財産センター事務局員)、報告③「中国知的財産権法に関する最新理論及び実践」(王正志・北京高文弁護士事務所パートナー)、報告④「日本知的財産権関連民事訴訟 最新理論及び実務」(城山康文・日弁連知的財産センター特許PT座長)

#### (2) 当日の様子

最初に、陳偉弁護士から、実用新案制度の日中比較について報告があった。日本では実用新案の出願は少なく、権利行使もしづらいことからあまり活用されていないのに対して、中国では実用新案権行使して高額の賠償金を勝ち取

るような事例が多いことが報告された。なぜこれまでの違いが生じるのかは日本側の大きな関心事である。日本と異なり、中国では实用新案権の進歩性の判断基準が特許に比べて緩く、権利を無効にすることが難しいことから、権利者から見れば使いやすい権利ということのようである。

次に、小野寺良文弁護士より、特許権における日本の間接侵害と中国の共同侵害の異同について報告がなされた。中国の特許法では日本の特許法のような間接侵害の規定はないものの、地方レベルのガイドラインや一般不法行為理論により、日本法の間接侵害責任と同様の責任を問える余地があるとのことだが、その外延はまだ不明確なようである。

王正志弁護士からは、まず、中国知的財産法の最新理論と実務と題して、賠償金の高額化、保護対象の拡大、紛争処理方法の多元化などのいくつかのトピックと、それに関連する裁判事例の紹介がなされた。その後、外国企業が当事者となっている裁判事例を多く紹介され、中国における渉外的知的財産権紛争の活発化がうかがわれた。また、中国の最新の法令についての報告が続き、最後に、一昨年中国で設立された知的財産権法院の最新の実務的な運用の傾向が報告された。いずれも、ホットテスト・イッシュと言ってよく、知的財産権専門の弁護士ならではの非常に価値のある内容であった。

最後に、城山康文弁護士より、日本の特許権侵害訴訟における典型的な審理モデル、侵害の立証方法、損害賠償額の算定方法など、法理論と実務を交えた詳細な報告が行われた。

その後の質疑応答でも活発な意見交換がなされ、日本の知的財産制度に対する中国側の高い関心がうかがえた。

### (3) セミナーの総括

今回のセミナーのテーマである知的財産権法は、国際条約により基本的な構造は各国で共通しており、日中両国間でも制度的には似ており、また、普段の実務においても渉外的因素が必ず出てくる身近なテーマでもあることからか、これまでの3回のジョイントセミナーと比

較しても、非常に充実した内容であったといえる。特に、質疑応答は、国際的なセミナーでの質疑応答にありがちな質問のための質問のようなものとは違い、実務的な内容や高度なレベルの視点からの質問等が、日中双方に対して行われ、それに対して的確な回答がなされ、議論がかみ合った非常に充実したものとなった。

特筆されるべきは、質疑応答における鈴木克昌団長の回答である。日本におけるTPPの知的財産法制に対する影響や、日本の伝統芸能は知的財産法的にはどのように保護されるのかといった、報告者及び参加者同士が顔を見合わせて回答に困った質問に対し、鈴木団長がスクッと立ち上がって、的確かつ軽妙な回答をされ、日弁連訪中団の危機を救っていただいた。鈴木団長は、日弁連副会長としては、国際交流委員会のほか、知的財産センターも担当されているとのことで、まさに本訪中団としては実質的に最適任の団長であったことが、セミナーにおける質疑応答で証明された。

### 3 所感

今回のACLAとのジョイントセミナーは、国際交流委員会の枠を超えた参加者に支えられた、これまでのセミナーから一段階ステップアップされたものになった。参加者の中からは、例えば、中国で留学又は業務中の会員に対してもっと周知すればより多くの参加者を得られたのではないかといった意見も出された。今後は、ジョイントセミナーのメリットをより多くの日弁連会員に還元するにはどうすればよいかも、積極的に検討していきたいと思う。

また、それぞれの弁護士会の実務的な専門委員会が中心となってテーマを設定すると、これほどかみ合うものかと感動した。今後も、可能な限り、このようなジョイントセミナーの構成を企画していきたい。日弁連知的財産センターにおかれましては、本ジョイントセミナーをきっかけとして、ACLAの知的財産権委員会と更に交流を深めていただきたい。

(国際交流委員会副委員長)